

令和5年度広島県夏の食中毒予防期間事業実施結果

1 監視指導状況

対象施設	監視施設数	指導施設数	指導内容（延べ数）			
			施設の 不備	食品等取扱 いの不備	製造におけ る不備	表示の不備
飲食店営業	4,774	164	67	107	0	20
製造業	2,464	72	16	33	3	26
その他	6,849	56	3	21	0	33
合 計	14,087	292	86	161	3	79
仕出し・弁当店※	826	35	7	33	0	5
旅館※	50	0	0	0	0	0
給食施設※	345	9	1	9	0	0

◆ 不備のあったものについては、直ちに指導を行い、改善されたことを確認しました。

※ 再掲を含む

2 検査の状況

検査対象	検体数	検査内容		
		微生物	理化学	その他
魚介類・その加工品	199	150	181	9
肉・卵・その加工品	123	44	259	0
農産物・その加工品	299	142	247	16
乳・乳製品	63	57	56	0
菓子類	103	50	71	2
その他	760	666	179	99
合 計	1,547	1,109	993	126

◆ 検査の結果、不良であったものについては、製造者に対し指導等を行いました。

3 食品衛生講習会実施状況

対象	回数	対象人数
食品関係事業者	177	5,772
消費者	25	952

4 広報及び啓発活動状況

【チラシ等の配付】 啓発用チラシ・ポスター等の配布

【広 報】 市町広報誌、市・県ホームページ掲載、食品関係施設・行政施設等に啓発ポスター一掲示、懸垂幕の掲示、マツダスタジアムにおける大型ビジョンへの投影、デジタルサイネージへの表示、消費者へメール配信、SNS 投稿

【講習会の開催】 食品営業者等又は消費者を対象とした食品衛生講習会の開催

【そ の 他】 食品衛生指導員（推進員）との巡回指導、街頭啓発活動（パレード、キャンペーン）